

令和2年2月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和2年2月12日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和2年2月12日 水曜日
II	場 所	教育センター2階 会議室
III	開 会	14時00分
IV	閉 会	15時14分

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	金森 良泰
委員	水沼 章文
委員	岡田 新司
委員	秋山 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	大山 祐二
学校教育部学務指導担当部長	柳田 敏夫
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	田村 嘉則
学校教育部参事兼学校総務課担当課長兼市民文化会館長	白石 雅昭
学校教育部参事兼施設課長	宮野 和明
学務課長	小岩井 稔之
指導課教職員担当課長	佐山 宏樹
指導課担当課長兼教育相談センター所長	正籬 洋子

【社会教育部】

社会教育部長	村田 誠
社会教育部次長兼社会教育課長	関根 敦夫
社会教育部参事兼中央公民館長	須藤 俊英
社会教育課生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	根岸 昌史
文化財保護課長	中野 達也
文化財保護課担当課長兼郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	野口 美明
スポーツ推進課スポーツ施設担当課長	伊田 孝史
中央公民館事業担当課長	城田 徹

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	西川 宏之
学校総務課 総務担当主査	谷本 慎太郎

Ⅷ 署名委員の指名
秋山委員

Ⅸ 会議に附した議案

議案第 2 号 教育財産の用途廃止について

議案第 3 号 春日部市立学校における働き方改革基本方針について

議案第 4 号 令和元年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について

議案第 5 号 令和2年度春日部市一般会計（教育費）予算について

報告第 2 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の長時間在校者への医師による面接指導実施要綱の制定について

報告第 3 号 春日部市放課後子ども教室事業実施要綱の制定について

協議第 1 号 成年年齢引下げ後の成人式のあり方について

〔追加議案〕

議案第 6 号 財産の取得の申出について（小学校教師用指導書）

議案第 7 号 財産の取得の申出について（小学校教師用指導教材）

X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

ただいまから2月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。秋山委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第2号 教育財産の用途廃止についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第2号、教育財産の用途廃止について、提案理由及びその内容につきまして、説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、平成31年3月に廃校となった春日部市立富多小学校の土地及び建物について、令和2年3月31日をもって教育財産の用途を廃止し、地方自治法第238条の2第3項の規定に基づき春日部市長に引継ぎを行うため、提案するものでございます。

次に内容でございますが、今回、用途廃止となる財産の詳細につきましては、次の2ページの春日部市立富多小学校土地及び建物明細書に記載のとおりでございます。

なお、同じ平成31年3月に閉校した春日部市立宝珠花小学校と春日部市立谷原中学校につきましては、今後、次の用途が決まり次第、教育財産の用途変更として提案させていただく予定でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

金森教育長職務代理者

富多小学校の跡地の用途は、まだ決まっていないのでしょうか。進捗状況を教えてください。

鎌田教育長

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部長(兼)学校総務課長

富多小学校につきましては、民間活力の活用ということで、今後、普通財産に切り替え市長部局へ所管替えをいたします。跡地利用については、公売をかけまして民間の事業者で契約の候補となる者がおられた場合、その中から最も適した者と契約を締結する予定となっております。

金森教育長職務代理者

ありがとうございます。

鎌田教育長

他にはありませんか。

水沼委員

谷原中学校、宝珠花小学校の跡地については、以前にお聞きした時に、谷原中学校においてはスポーツ関係施設として利用できるであろうという方向性だったかと思います。宝珠花小学校においては神明貝塚を中心として社会教育活動的な拠点となる方向性だったかと思います。

富多小学校についても、これから公売にかけるという状況でしょうが、希望としては社会教育活動的な、地域を有効に利用されたものであるとか、富多という1つの小学校は全く別の用途で消え去るのでは無いというものを切にお願いをしたいと思います。

鎌田教育長

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部長(兼)学校総務課長

富多小学校につきましては、民間活用という方向性が出されておりました、既に昨年9月から11月にかけて1度公売を実施したところでございます。その時に、事業提案を募集しましたが、契約の候補となる者が出なかったため中止となりました。

今後の方向性につきましては、市長部局の担当課において地域貢献ができるような提案をお願いしたいということを加味したうえで、公売を進めていくというようなことを聞いております。

以上でございます。

水沼委員

ありがとうございました。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号 教育財産の用途廃止について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第3号 春日部市立学校における働き方改革基本方針についてを議題とし、説明を求めます。

佐山課長、お願いします。

佐山指導課教職員担当課長

議案第3号、春日部市立学校における働き方改革基本方針につきまして、提案理由及びその主な内容を説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

はじめに提案理由でございます。この基本方針は、令和元年9月に埼玉県教育委員会が策定した学校における働き方改革基本方針、資料として別冊でつけたこちらでございます。こちらを受けて、春日部市立学校における働き方改革基本方針を制定したく、提案するものでございます。

議案書8ページをご覧ください。

本方針の目的としましては、働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図ることとでございます。事務職員等も含めた全ての県費負担教職員を対象とした基本方針を策定し、学校における働き方改革をさらに進め、多忙化解消・負担軽減を進めることで、子どもたちと向き合う時間や授業準備にかかる時間などを確保し、学校教育の質の維持向上に取り組むことです。

目標としましては、議案書9、10ページをご覧ください。

数値目標として、教員の在校等時間の超過勤務の上限を①原則として、ひと月45時間以内、1年360時間以内としております。また、②特例的な扱いとしまして、子どもに係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合には、いくつかの条件のもとで、1年の上限を720時間以内、ひと月の上限を100時間未満としております。なお、こ

の上限時間は、国や県の示す上限時間と同じでございます。

主な取組は議案書11ページからをご覧ください。

AからDの4つ、健康、業務削減、条件整備、保護者等の理解と連携を目標達成に向けた視点とし、これらを組み合わせて総合的な対策、具体的な取組を講じていくこととしております。

最後に議案書14ページをご覧ください。

フォローアップと今後の進め方としましては、取組状況や改善方法について校長会、教頭会の代表を委員とした職員負担軽減検討委員会にて意見をいただきながら、必要に応じて基本方針の見直しを図っていく予定でございます。

主な内容については以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

働き方改革は、労働する者にとって効率的かつ本人の為にも社会の為にも素晴らしいことなのかなと考えております。

議案書12ページ、Bの教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減については、規制をして良いものなのかどうかと思います。また、13ページ、Dの保護者や地域の理解と連携の推進については、この改革において市教委は県教委のガイドラインに合わせているのだと思いますが、春日部市として定めた経緯を教えてください。

鎌田教育長

佐山課長、お願いします。

佐山指導課教職員担当課長

Bの教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減につきましては、単純に超過勤務時の上限を守るだけでは、教育の質の低下が懸念されるところでございます。教職員の業務を改めて見直した中で、文部科学省も示しておりますが、これは学校がやるべき業務、これは地域にお任せできる業務、このようなことを見直しながら学校としての業務で削減できる部分は減らしつつ、超過勤務を減らすという視点でBを提示させていただいております。

また、Dの保護者や地域の理解と連携の推進につきましては、働き方改革は学校だけでできるものではございません。将来的には地域の理解の一環といたしまして、地域を巻き込んだコミュニティスクールを春日部市においても導入の方向で研究を進めているところでございます。地域の方を招き入れた学校運営協議会を開く中で、学校でできること、地域にお任せできること、保護者を巻き込んで行うこと、総合的に働き方改革を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

水沼委員

この働き方改革というのを、私も職員を雇っているという立場で、様々な研修等で触れる機会が多いのですが、頭では分かっているながらも、なかなか線引きができない状況です。

例えば、勤務時間が終わる寸前に保護者対応等で1時間、2時間と経過してしまうこともあります。特に中学校の先生方にとってみれば部活動の問題もあるでしょう。また、3年生の担任の先生にしてみれば、進学問題もあるでしょう。どこまでで線を引くのかなどという不安もあります。

このようなことを考えていくと、これを浸透させるためには大変な努力が必要になってくるのかなと考えております。

いろいろ勉強させていただきました。

ありがとうございます。

鎌田教育長

線引きが難しいのは事実ではありますが、少しでも仕事を分担したりして取り組んでいきましようと言うのが、この方針でございますので、また一緒に悩みながら進めていくのかなと考えております。

他にはありませんか。

岡田委員

学校の先生方の勤務時間は、原則、何時から何時までですか。

鎌田教育長

佐山課長、お願いします。

佐山指導課教職員担当課長

学校の教職員の勤務時間は勤務する学校によって異なりますが、概ね午前8時10分もしくは午前8時15分から午後4時40分もしくは午後4時45分までの7時間45分となっております。

岡田委員

小学校でも中学校でも同じ勤務時間ですか。

佐山指導課教職員担当課長

そのとおりです。

岡田委員

個人的見解が強くなってしまいましたが、実質的に勤務時間の設定に無理がありますよね。月の勤務時間の上限とする45時間は簡単に超えてしまいます。45時間の勤務時間を越えないようにするためには、学校でやるべき仕事を自宅に持ち帰ってしまうことを危

惧しています。終わらないものを終わらせなければいけないが、45時間で帰りなさいと言われたら、自宅へ持って帰るといった話もあるので、もっと現場の声を吸い上げた働き方改革が身になるのではないのでしょうか。なるべく仕事を自宅へ持って帰らないような形を考えるべきかと思います。

鎌田教育長

佐山課長、お願いします。

佐山指導課教職員担当課長

形式的に月45時間以内といった所を求めていくと、やはり形骸化し、持ち帰りの仕事が増えたり、もしくはICカード等で帰宅した状態で勤務が続くといった事が起き得てしまうこともあると思いますので、そうならないように教職員の意識を高めたり、議案書13ページのCの教職員の負担軽減のための条件整備にもあるように、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフを拡充していき、月45時間以内という時間は国や県も求めますので、これを目標としていきたいと考えております。

以上でございます。

鎌田教育長

特に中学校は夏場の部活動を夕方6時までやっていると、平気で月60時間、70時間になってしまいます。それもあって議案書13ページ、Dの③に記載されております春日部市立中学校等部活動のあり方に関する方針の推進、これは国から、あるいは県から出ているものをベースにしながら市でも作成したわけですがけれども、例えば土曜日、日曜日のどちらかを休みにするとか、それ以外に1日休みを、大会の直前は別としてですが、そのようにやって少しでも何らかの制限と言いますか、それを付けていかないと月45時間を目指していく、今後も色々と話し合いながらというのが状況です。

他にはありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号 春日部市立学校における働き方改革基本方針について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第4号 令和元年度春日部市一般会計（教育費）補正予算についてを議題と

しますが、議案第4号及び議案第5号は、3月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

それでは、議案第4号について、説明を求めます。

篠原次長、お願いします。

篠原学校教育部長(兼)学校総務課長

議案第4号 令和元年度春日部市一般会計(教育費)補正予算について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書15ページをご覧ください。

提案理由でございますが、3月定例市議会に提案する令和元年度春日部市一般会計補正予算に教育費補正予算を要求したく提案するものでございます。

次に、補正予算の内容につきましては、配布いたしました令和元年度春日部市一般会計(教育費)補正予算書及び事業別概要書に基づきまして説明申し上げます。

それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

第1表、歳出予算補正で総括表でございます。

10款、教育費、補正前の額、57億9,818万円から、4億4,387万9千円を増額し、補正後の額を62億4,205万9千円とするものでございます。

次に、2ページ、第2表、繰越明許費補正でございます。小学校体育館耐震対策事業をはじめ5件について、追加するものでございます。

次に、3ページ、第3表、債務負担行為補正でございます。春日部市学校給食調理業務委託(小学校A~Dブロック)をはじめ5件について、限度額を変更するものでございます。

次に、4ページ、第4表、地方債補正でございます。4ページ、上段の表につきましては、小学校体育館トイレ改修事業をはじめ3件について、追加するものでございます。また、下段の表につきましては、小学校体育館耐震対策事業外1件について、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入及び歳出の事業別概要について、主な内容を説明申し上げます。

まず、歳入でございます。5ページをご覧ください。

上から3段目、13款、国庫支出金、2項6目1節、学校施設環境改善交付金、5,525万1千円の増は、小学校体育館トイレ改修事業及び小学校校舎トイレ改修事業及び小学校体育館耐震対策事業に対し、国から補助金が交付されるため、補正するものです。

次に、下から2段目、学校施設環境改善交付金、3,936万1千円の増は、中学校特別教室エアコン整備事業に対し、国から補助金が交付されるため、補正するものです。

次に、6ページ、最下段、19款、諸収入、4項3目1節、埋蔵文化財受託事業収入、

368万4千円の減は、事業費の確定に伴い、補正するものでございます。

次に、7ページ、3段目、20款、市債、1項6目1節、小学校体育館トイレ改修事業債、8,430万円の増は、小学校体育館トイレ改修事業に充てる市債でございます。

次に、その下、小学校校舎トイレ改修事業債、9,950万円の増は、小学校校舎トイレ改修事業に充てる市債でございます。

次に、その下、小学校体育館耐震対策事業債、1億3,080万円の増は、小学校体育館耐震対策事業に充てる市債でございます。

次に、一番下、3節、中学校特別教室エアコン整備事業債、1億3,600万円の増は、中学校特別教室エアコン整備事業に充てる市債でございます。

次に、歳出でございます。今回の補正予算歳出の主なものは、当初予算に計上していた各種業務委託料などについて、それぞれ契約金額が確定し、その結果、契約差金が生じたことから減額補正するものでございます。

また、人件費につきましては、給与に不用額が生じたこと等により、補正するものでございます。

そのため、契約差金及び人件費以外の主な内容について、説明申し上げます。11ページをご覧ください。

最上段、小学校体育館トイレ改修事業、1億698万6千円の増は、有利な財源を活用し、小学校体育館トイレ改修工事を実施するため、補正するものです。

次に、その下、小学校体育館耐震対策事業、1億5,354万9千円の増は、有利な財源を活用し、小学校体育館外壁等耐震対策工事を実施するため、補正するものです。

次に、その下、小学校校舎トイレ改修事業、1億2,576万2千円の増は、有利な財源を活用し、小学校校舎トイレ改修工事を実施するため、補正するものです。

次に、12ページ4段目、中学校特別教室エアコン整備事業、1億8,360万1千円の増は、有利な財源を活用し、中学校特別教室エアコン整備事業を実施するため、補正するものです。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号 令和元年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第5号 令和2年度春日部市一般会計（教育費）予算についてを議題とし、説明を求めます。

篠原次長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第5号、令和2年度春日部市一般会計（教育費）予算について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書16ページをご覧ください。

提案理由でございますが、3月定例会市議会に提案する令和2年度春日部市一般会計予算に教育費予算を要求したく提案するものでございます。

次に、内容につきましては、配布いたしました令和2年度春日部市一般会計（教育費）予算書及び事業別概要書に基づきまして説明申し上げます。

最初に、春日部市全体の令和2年度当初予算につきまして、教育費を含めた市の一般会計予算規模は、752億4,000万円で前年度対比は4.3%の増でございます。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表、歳出予算の総括表でございます。令和2年度教育費予算総額は、61億5,208万9千円で、年度対比で4億789万9千円の増、率にして7.1%の増であり一般会計における教育費の占める割合は、8.2%でございます。

次に、2ページ、第2表、債務負担行為は、表のとおり、2件について、期間及び限度額を定めるものでございます。

次に、3ページ、第3表、地方債は、表のとおり、1件について、限度額、起債の方法等を定めるものでございます。

次に、歳入及び歳出の事業別概要について、学校教育部、社会教育部それぞれから説明させていただきます。はじめに、学校教育部分の主な内容について、前年度対比で大きく増減のありました項目について説明申し上げます。

まず、歳入でございます。主なものを説明いたします。6ページをご覧ください。

下から2段目、15款、県支出金、スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金は、スクール・サポート・スタッフの増員による事業費の増額に伴い、増額となるものでございます。

次に、その下、部活動指導員配置促進事業補助金は、部活動指導員の配置により、県から補助金が交付されることに伴い、増額となるものでございます。

次に、歳出でございます。主なものを説明いたします。

12ページ、最上段、教育センター管理事務、8,074万9千円の増は、エレベーター更新工事などを行うことに伴うものです。

次に、3段目、市民文化会館運営事業、755万3千円の増は、中央監視装置更新修繕などを行うことによるものです。

次に、13ページ2段目、学校教育支援事業、3,221万4千円の増は、相談員、普通学級支援助手等の臨時職員が会計年度職員制度に移行することに伴うものです。

次に、その下、英語指導助手招致事業、1,041万7千円の増は、英語指導助手を増

員することに伴うものです。

次に、15ページ、3段目、スクール・サポート・スタッフ配置事業、690万2千円の増は、スクール・サポート・スタッフを、増員することに伴うものです。

次に、その下、部活動指導員配置促進事業、175万円の増は、部活動における指導体制の充実を図り、部活動を担当する教員の支援を行い、部活動の質的な向上を図るための指導員を、新たに配置することに伴うものです。

次に、17ページ、3段目、小学校教科用図書等整備事業、1億591万4千円の減、及び、19ページ、最下段、中学校教科用図書等整備事業、6,798万円の増は、令和2年4月からの小学校、令和3年4月からの中学校の教科用図書の改定による、教師用教科書、指導書等の購入数の増減に伴うものでございます。

戻りまして、次に、18ページ、最上段、小学校普通教室等エアコン整備事業、2,259万2千円の減、及び、20ページ、2段目、中学校普通教室等エアコン整備事業、971万7千円の減は、エアコン維持管理の費用を、小学校及び中学校施設維持・管理事業の委託料に移動したことに伴うものでございます。

戻りまして、次に、18ページ、2段目、小学校体育館トイレ改修事業、790万9千円の増は、学校環境の改善及び地域住民の避難場所として役割を果たすため、幸松小学校体育館トイレリフレッシュ改修を実施することに伴うものでございます。

次に、その下、小学校校舎トイレ改修事業、4,494万6千円の増は、宮川小学校校舎トイレリフレッシュ改修、正善小及び立野小学校校舎トイレ改修工事設計業務委託を実施することに伴うものでございます。

次に、その下、小学校特別教室エアコン整備事業、601万7千円の増は、学校環境の改善を図るため、小学校の特別教室にエアコン整備するため、設計業務委託を実施するものです。

以上、学校教育部所管分でございます。

鎌田教育長

関根次長、お願いします。

関根社会教育部次長(兼)社会教育課長

続きまして、社会教育部所管分の主な内容につきまして、同じく、前年度対比で大きく増減のありました項目について、説明申し上げます。

まず、歳入について、説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

下段の、14款、国庫支出金、3節、社会教育費補助金のうち、文化財保存事業費補助金の289万4千円の増は、例年実施しております開発行為に先立つ確認調査および個人住宅の建設等に伴う事前の記録保存のための発掘調査に加えまして、新たに国史跡の神明貝塚を末永く健全に保存し、活用するための計画策定が加わったことに伴い増額となったものでございます。

次に、7ページ、15款、県支出金、4節、社会教育費補助金のうち、文化財保存事業費補助金ですが、国庫補助金に対する県費の随伴補助にあたります。開発行為に伴う発掘

調査に係る経費が減じたため21万7千円の減となりますが、令和元年度に引き続きまして、県指定文化財への解説板設置に取り組むものでございます。

次に、歳出でございます。

21ページ、青少年教育事業の112万5千円の減は、令和元年度に頒布用のかすかべ郷土かるたを2,000組増刷しましたが、在庫保有数により増刷をしないため、印刷製本費の減額となるものでございます。

22ページ、放課後子ども教室推進事業の44万4千円の増は、義務教育学校を含む市内全小学校で実施している放課後子ども教室について、各教室の実施状況に応じて消耗品等の費用が増額となったものでございます。

同じく22ページ、生涯学習推進事業の8万4千円の減は、生涯学習市民推進員会議の回数を8回から7回に減らしたことによる謝礼の減、また遊学1日体験教室で運営ボランティアを依頼しなくなり、弁当代が不要となったため食糧費が減額となるものでございます。

次に、23ページ、公民館運営事業の6,280万3千円の増は、非常用照明器具の交換を中心として老朽化が進む各公民館の施設修繕を実施するため増額となったものでございます。

同じく23ページ、公民館設備改修事業の12万円の増は、旧粕壁地区公民館の解体工事を実施するため増額となったものでございます。

次に、24ページ、図書館運営事業の4,165万6千円の増は、図書館3館の指定管理者の更新にあたり公募した結果、提案価格が増額となったものでございます。

同じく24ページ、視聴覚センター運営事業の91万7千円の減は、視聴覚センターパソコン等賃貸借や視聴覚センターライブラリー貸出管理システム賃貸借のリース期間が令和元年度末で終了するにあたり、更新のための一般競争入札を行った結果、賃借料が減額となるものでございます。

次に、25ページ、文化財保護事業の898万9千円の増は、昨年11月に国史跡への答申をいただきました神明貝塚を末永く健全に保存するための計画策定と国指定を記念するシンポジウムの開催、さらには旧宝珠花小学校跡地の活用に向け、建築基準法などの法令手続きを行うための経費が加わったものでございます。

同じく25ページ、郷土資料館運営事業の304万9千円の増は、収蔵庫内電動収蔵棚の経年劣化に伴う物件修繕料及び資料収蔵先の解体に伴う民俗文化財の運搬料の増額によるものでございます。

次に、26ページ、体育総務事務、1,810万1千円の増は、東京オリンピックにおけるコミュニティライブサイトいわゆるパブリックビューイング事業の開催に伴う業務委託料や会場使用料の増額によるものでございます。

次に、27ページ、民間等プール利用事業、26万8千円の減は、利用見込人数を、利用実績に応じて減額したものでございます。

同じく27ページ、体育施設運営事業、4,609万4千円の増は、総合体育館屋根防水維持修繕、(仮称)総合体育施設整備基本計画等策定委託料の増、旧谷原中学校が所管替えされ維持管理費が新たに発生することに、増額となったものでございます。

以上が、令和2年度一般会計予算の教育費のうち、社会教育部所管分にかかる主な内容

についての説明でございます。

よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第5号 令和2年度春日部市一般会計（教育費）予算について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案どおり可決と決しました。

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第2号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の長時間在校者への医師による面談指導実施要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

佐山課長、お願いします。

佐山指導課教職員担当課長

報告第2号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の長時間在校者への医師による面接指導実施要綱の制定につきまして、報告申し上げます。

議案書17ページをご覧ください。

この要綱は、春日部市立小・中・義務教育学校職員の長時間在校者に対する医師による面接指導の実施要綱であり、新たに制定するものでございます。

議案書18ページをご覧ください。

第1条、この要綱は、労働安全衛生法並びに同規則に基づきまして、学校に勤務する常勤の県費負担教職員のうち、正規の勤務時間を除いた在校時間が、長時間にわたる業務によって疲労の蓄積した者を対象とし、職員の健康を保持するため、医師による面接指導を実施することについて必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、面接指導の対象者です。ひと月当たりの正規の勤務時間を除く在校時間が80時間を超えるとともに、職員自らが疲労の蓄積を認め、面接指導を希望する職員、または月80時間を超えなくても特に健康への配慮が必要と認められる職員を対象としております。

第3条以下を簡単に申し上げますと、校長は対象者を把握し、教育委員会に報告、その後、対象者は指定する医療機関で面接指導を受けます。校長及び教育委員会は、その結果

をもとに、必要に応じて適切な事後措置を講ずるよう努めるものと規定しております。
なお、施行期日は、令和2年4月1日でございます。
以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第3号 春日部市放課後子ども教室事業実施要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

関根課長、お願いします。

関根社会教育部次長(兼)社会教育課長

報告第3号、春日部市放課後子ども教室事業実施要綱を制定につきまして、報告いたします。

議案書20ページをご覧ください。

この要綱は、春日部市放課後子ども教室事業の実施に関して、子どもたちの心豊かな育みを図ることを目的とするものでございまして、これまでの要綱を廃止し、新たに制定したものでございます。

制定の理由は、平成31年4月の義務教育学校設置に伴うもので、主な内容としましては、第3条において小学校とあったものを市内の小学校及び義務教育学校前期課程とし、第6条において第2項を創設し整え、第8条及び第9条の文言を改めました。

なお、この要綱の施行日につきましては、決裁がありました令和2年1月9日でございます。

報告第3号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で報告を終了し、協議に移ります。

はじめに、協議第1号 成年年齢引下げ後の成人式のあり方についてを議題とし、説明を求めます。

関根課長、お願いします。

関根社会教育部次長(兼)社会教育課長

協議第1号、成年年齢引下げ後の成人式のあり方について協議をしたく、提案いたします。議案書23ページをご覧ください。

それでは、提案理由及び内容につきまして、説明させていただきます。

令和4年4月1日に民法の一部を改正する法律が施行されることにより、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これを受けて、令和4年度以降の成人式のあり方について、関係者・有識者へのアンケートや、社会教育委員会議での意見聴取、国及び他自治体の対応状況等を踏まえ、検討を進めてまいりました。

その結果、18歳は進学や就職準備など進路の選択に関わる大切な時期にあることや、飲酒・喫煙など20歳まで認められないこともあること等を考慮し、成年年齢引下げ後も、20歳を対象に式典を開催することを考えております。

以上を踏まえ、成年年齢引下げ後の成人式のあり方について意見を求めたく提案するものでございます。

本日の資料でございますが、議案書の24、25ページ、成年年齢引下げ後の成人式のあり方についてをご覧ください。

1. 民法の一部を改正する法律でございますが、法律の要点は、民法第4条に定める成年年齢を20歳から18歳に引下げること、この法律は令和4年4月1日から施行されること、ただし、飲酒、喫煙、公営ギャンブル、国民年金の加入義務等は20歳が維持されることになっております。

次に、2. 国、他自治体の対応状況といたしまして、成人式の時期やあり方に関して法律による決まりはなく、各自治体の判断で実施しております。国は、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議内に設置された、成人式の時期や在り方に関する分科会において、今年6月に全国の地方自治体に対して調査を実施しております。

結果の概要といたしましては、回答した1,037団体のうち、令和4年度以降の成人式の対象年齢を決定しているのは67団体で、うち、対象年齢を18歳としたのは2団体、率にして3%、20歳としたのは61団体、91%でした。また、県内では、蕨市、加須市、行田市、熊谷市、戸田市、毛呂山町がすでに20歳を対象とすることを表明しております。

次に、3. 春日部市の検討経過といたしまして、平成31年成人式において新成人にアンケートを実施したところ、回答者817名のうち666名、81.5%が20歳がよいと回答しております。

また、昨年7月に社会教育委員、市内中学校、義務教育学校、高等学校の生徒会及びPTA役員、成人式協賛企業・団体にアンケート調査を実施したところ、回答者345名のうち、256名、74.2%が20歳がよいと回答しております。特にこれから成人式を迎える中高生では、80.4%が20歳がよいとの回答でした。

対象別の回答結果は、グラフのとおりとなっております。20歳がよいとする主な理由といたしましては、飲酒・喫煙など20歳まで認められていないこともあるから、18歳では受験や就職準備と重なるため参加が難しくなるから、20歳の成人式は、長く伝統行事として定着しているからとなっております。

また、これらのアンケート結果等を踏まえ、昨年12月の社会教育委員会議において、ご意見を伺ったところ、対象年齢を20歳とすることについて異論はございませんでし

た。式典の名称は、祝意のあるもの、春日部らしさのあるものを検討してほしいとのご意見をいただきました。

以上の検討経過を踏まえまして、4. 令和4年度以降の春日部市成人式の開催方針といたしましては、次のとおりと考えております。対象年齢は、これまでどおり20歳を対象とする。式典の名称については、(仮称)二十歳のつどいとして、詳細は今後検討することとする。開催時期は、これまで通り成人の日の前日とする。その理由といたしましては、18歳の多くが高校3年生であり、進学や就職準備など進路の選択に関わる大切な時期にあることから、教育的配慮が必要となること。飲酒・喫煙など20歳まで認められないこともあること。春日部市の成人式は、新成人を中心とした実行委員会により企画・運営されており、18歳では実行委員会への参加が困難となること。令和4年度は18歳から20歳までの3学年が対象となり、会場の確保や運営が困難となること。以上の理由から、対象年齢を20歳とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

鎌田教育長

それでは、ただいまの説明や資料を基に、協議してまいります。

先ほど25ページの最後の4番のところで、ここまでの意見を取りまとめると方針の案として対象年齢、式典の名称、開催時期、理由が記載されておりますが、委員の皆様、何か意見等はありませんか。

岡田委員

議案書25ページ、令和4年度以降の春日部市の成人式の開催方針ということなのですが、同じく議案書25ページ、3の(3)では社会教育委員会議における意見聴取では、式典の名称は、祝意のあるもの、春日部らしさのあるものを検討してほしいとなっております。これは名称を変えた方が良いという意味での話ですか。私の個人的な意見ですが、名称は成人式で良いと思っていますのですが、社会教育委員会議における意見聴取の意味を教えてください。

鎌田教育長

関根課長、お願いします。

関根社会教育部次長(兼)社会教育課長

仮称では、二十歳のつどいと言っておりますが、更に祝う気持ちを込めて二十歳を祝うつどいにした方がよろしいのではないかとこの意見もでございます。

鎌田教育長

祝意を込めるということですね。

社会教育委員会議でのアンケート結果は、成人式の時期について18歳がよいが8人、20歳がよい7人という結果でしたが、20歳で行うことに異議は無く、ただ成人は法令上18歳となってくるので、成人式ではなく違う名称でということですね。その中で祝意

を含めた名称とするという御意見があったとのことによろしいですか。

関根社会教育部次長(兼)社会教育課長

はい。

鎌田教育長

委員の皆様、他にはありませんか。

秋山委員

議案書25ページ、令和4年度以降の春日部市の成人式の開催方針の(4)では、18歳の多くは高校3年生であり、進路の選択の大切な時期で、また、受験、就職、卒業を控えているので、実際問題として18歳では参加することは難しくなってくると思いますから、この開催方針に賛成です。

今後、この方針を市民等に公表していくスケジュールは、どのようになっているのでしょうか。

鎌田教育長

関根課長、お願いします。

関根社会教育部次長(兼)社会教育課長

今回いただいた意見をふまえ、今年度中に方針を定めまして、まとめ次第、速やかに公表したいと考えております。周知方法につきましては市の広報やホームページ等で行っていきたいと考えております。

以上でございます。

鎌田教育長

他にはありませんか。

水沼委員

私は20歳でよろしいかと考えております。

全国の自治体はどのようになっているのか調べてみたのですが、成人式を何歳でというアンケートによると18歳が約3%、19歳が約1.5%、20歳が約91%となっておりました。21歳が約4.5%という数値には驚きました。

民法では成年年齢を18歳に引き下げるとしても、成人式発祥の地である蕨市が20歳を対象とするとしていることもありますので、春日部市も20歳を対象としてよろしいのではないかと考えます。

鎌田教育長

ありがとうございます。

他にはありませんか。

金森教育長職務代理者

成年年齢が18歳に引下げられるということが、どのような経緯だったのか分かりましたら教えていただけますか。

鎌田教育長

関根課長、お願いします。

関根社会教育部次長(兼)社会教育課長

民法の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行させることとなったことによるものでございます。

大山学校教育部長

これまで民法上は20歳をもって成年とするという表現でした。今回は18歳をもって成年とするとなり、選挙権だけではなく契約もできるようになり、様々な権限が成年に与えられることとなります。18歳の成年において禁止されるものは飲酒、喫煙、ギャンブルとなり、それぞれの法律で定められております。

本日、協議をお願いしておりますのは、18歳をもって成人となることとなったので、成人式という名称についても各委員さんの御意見等を頂戴したく協議しているものです。

金森教育長職務代理者

どうもありがとうございます。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの協議結果を踏まえ、成年年齢引下げ後の成人式のあり方について、方針を定めてまいりたいと思います。

以上で協議を終了します。

告示した当初の議案等の審議は以上ですが、本日は、追加の議案がございます。

議案第6号 財産の取得の申出(小学校教師用指導書)及び議案第7号 財産の取得の申出(小学校教師用指導教材)についてを本日の議事に追加したいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、議案第6号及び7号を、本日の議事に追加することに決しました。

なお、議案第6号及び7号は、3月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

それでは、議案第6号について、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第6号、財産の取得の申出につきまして、提案理由及びその内容を説明申し上げます。

追加議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、小学校教師用指導書を取得するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、春日部市長あて申出たく提案するものでございます。

なお、小学校教師用指導書の取得につきましては、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要であり、3月市議会定例会に議案として上程することから、本教育委員会におきまして提案するものでございます。

次に、主な内容について説明申し上げます。

令和2年度からの小学校の教科書改訂に伴いまして、物品として小学校教師用指導書を新たに取得するものでございます。取得金額、取得の方法は、記載のとおりでございます。契約の相手方は、春日部市粕壁東二丁目3番39号、紅雲堂書店、代表、石川昭でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第6号 財産の取得の申出(小学校教師用指導書)について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第7号 財産の取得の申出（小学校教師用指導教材）についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第7号、財産の取得の申出につきまして、提案理由及びその内容を説明申し上げます。

追加議案書2ページをご覧ください。

提案理由でございますが、小学校教師用指導教材を取得するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、春日部市長あて申出たく提案するものでございます。

なお、小学校教師用指導教材の取得につきましては、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要であり、3月市議会定例会に議案として上程することから、本教育委員会におきまして提案するものでございます。

次に、主な内容について説明申し上げます。

令和2年度からの小学校の教科書改訂に伴いまして、物品として小学校教師用指導教材を新たに取得するものでございます。取得金額、取得の方法は、記載のとおりでございます。契約の相手方は、春日部市樋堀188番地6、春日部学校教材組合、代表者、若林良雄でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第7号 財産の取得の申出（小学校教師用指導教材）について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案どおり可決と決しました。
会議の非公開を解き、これより会議を公開とします。
以上で追加議案の審議を終了します。
それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

大山学校教育部長

3月定例会につきましては、3月25日、水曜日、午後1時30分から、本会場、教育センター2階会議室での開催を予定しております。

鎌田教育長

以上で、2月定例教育委員会を閉会いたします。